

分科会 19

権利擁護とリカバリー

コーディネーター：四方田清（日本精神保健福祉士協会）
松田裕児（成田市社会福祉協議会）
三木良子（東京成徳大学）
シンポジスト：山本眞理（全国「精神病」者集団）
小川恵（淑徳大学）
三木恵美子（横浜法律事務所）
木津英昭（こころの風元気村）
原昌平（読売新聞大阪支社）

精神保健福祉領域における権利擁護の視点は、精神障害者の社会的復権と社会参加、自己実現などに大変重要な意味を持っています。精神科医療においては、強制入院に対する入院者一人ひとりの権利を守ること、日常生活を地域社会で安心して送るためにも社会的偏見や誤解の払拭は、現代社会でも喫緊の課題といえます。

この分科会は、2009年に第1回目のリカバリー全国フォーラムから継続して開催していて毎年多くの当事者、家族の方々、専門職の皆さまが参加され、それぞれの経験や体験と共に新たな情報を共有しています。本年4月に精神保健福祉法が改正施行された今、精神障害者支援は今後どう変わっていくのか、当事者の方々のリカバリーに着目して、シンポジストの皆さまと共に「権利擁護とリカバリー」について大いに語る機会としたいと考えました。

進行方法として、参加された方々も積極的にディスカッションに参加していただきたいと考え、昨年度と同様に分科会を二部構成とし、[第1部]シンポジストの話題提供、[第2部]グループディスカッション（6グループ：各シンポジストが入る）を新たに取り入れました。

シンポジストの話題提供について、概要は以下のとおり。

●山本眞理さん（当事者の立場から）

人権って何でしょうか。誰が誰を守るのでしょうか。「人権」っておまけですか。精神障害者は二級市民なのでしょうか。人権は擁護するものではなく、主張するものです。などと提起され、わが国における強制入院の現状と隔離・身体拘束の問題点について、実際の映像を踏まえ解説された。

●小川恵さん（精神科医の立場から）

現代社会はさまざまな課題が多くあり、一般市民もこころの健康問題にさらされている。私たちはこころの健康をどう捉え、考え対処していくか。精神科医療現場でも権利侵害の事例もあるが、そこにはこころの健康にどう関心を持っていくか、考えていかななくてはならない。

●三木恵美子さん（法律家の立場から：弁護士）

精神障害の障害特性や疾病特性から精神科医療では強制入院が行われている。確かに医療保護の必要性からみた場合、必要な措置かも知れないが、一般的な法律家の立場からみると隔離拘束は監禁罪に当たる。精神科医療では至極当たり前の事柄でも、ちょっと距離をおいてみていく、権利侵害はないのかなどの視点が重要である。

●原昌平さん（マスメディアの立場から）

わが国の精神科医療の現状と歴史的な人権侵害のデータを中心に問題提起をされ、今後どうやって人権を守る仕組みを作っていくか問題提起がなされた。違法な人権侵害（虐待）、合法的な人権侵害（強制入院など）、長期入院と社会的入院、安易な診断と大量服薬（処方）等の適切でない精神科医療の提供、人格権の侵害（個人の意思を無視、金銭管理など）等々、尊厳が損なわれた状態でのリカバリーは難しいと主張された。

今回の分科会は、当初十数名の参加者と聞き、分科会の運営が難しいのではと心配された。しかし、当日参加者が増え、最終的には50名近くの方々が参加された。当事者、家族、関係者などが一堂に会し、参加者の多くが、シンポジウムに続きグループディスカッションも積極的に意見交流ができた。

時間配分が難しく、十分なディスカッションができなかったが、参加者の多くが笑顔で参加されていた。

《四方田清（日本精神保健福祉士協会）》